⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 19 April 2022
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 23 May 2022
⑼　Contact point for the notice : YOSHIMURA Chiharu, Senior Officer of Contracts Division, Contracts of River, Products and Services Division, Sapporo Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, Nishi 19, Kita 2, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8506, Japan TEL 011―611―0269

○開発札幌第 26 号（No.26）

1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量
照明車照明装置ユニット購入外取替（札幌開発建設部）一式（電子入札対象案件）
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期限　令和５年３月17日
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
⑺　開発札幌第25号の１⑺に同じ。
2　競争参加資格
⑴　開発札幌第25号の２⑴に同じ。
⑵　令和04・05・06年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の販売」又は「役務の提供等」においてＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　開発札幌第25号の２⑶に同じ。
⑷　①及び②の要件を有するものであること。
①　当該調達物品又は開発局が発注する機械類に係る納入実績があることを証明した者であること。
②　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス体制及び部品の供給体制を整備していることを証明した者であること。
⑸～⑺　開発札幌第25号の２⑸～⑺に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴～⑶　開発札幌第25号の３⑴～⑶に同じ。
⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和４年４月19日12時00分
⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和４年５月23日12時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和４年５月25日14時00分　北海道開発局札幌開発建設部入札室
⑺　開発札幌第25号の３⑺に同じ。
4　その他
⑴～⑼　開発札幌第25号の４⑴～⑼に同じ。
5　Summary
⑴　The same with the notice avobe (No. 25)
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be manufactured : Lighting car lighting device unit purchase outside replacement (sapporo development and construction department) : 1 set
⑷　Fulfillment period : 17 March 2023
⑸　Fulfillment place : The place specified by the Obligating Officer
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　The same with the notice avobe (No. 25)⑹①
②　have Grade A, B, C or D in terms of the qualification for participating in tender of the “sale of product” or “offer of services etc.” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2022・2023・2024
③　Must have the requirements of ① and ②.
①　Being a person who has proved that there is a delivery record related to the procured goods or the machinery ordered by the Development Bureau.
②　A person who has proved that a prompt after-sales service system and a parts supply system have been established for the procured goods.
④　The same with the notice avobe (No. 25)⑹④
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 19 April 2022
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 23 May 2022
⑼　The same with the notice avobe (No. 25)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該契約に係る令和４年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。
令和４年３月18日
支出負担行為担当官
北海道開発局帯広開発建設部長　宮藤　秀之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発帯広第 10 号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　16
⑵　購入等件名及び数量
水防資材（小型ポンプ）購入　一式（電子入札対象案件）
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　令和４年５月19日から令和５年３月24日
⑸　納入場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、申請書等の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和04・05・06年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の製造」、又は「物品の販売」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づき書類を提出した者を除く。）でないこと。
⑷　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑸　申請書等の受領期限の日から開札の時までの間に、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。
⑹　電子調達システムを利用する場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒080―8585 北海道帯広市西５条南８丁目
北海道開発局帯広開発建設部契約課上席契約専門官　北守　正和　電話0155―24―3198
⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
政府電子調達（ＧＥＰＳ）
https://www.geps.go.jp/
上記３⑴の問い合わせ先に同じ。